

## 森林環境譲与税が充てられる経費の状況

### <創設の概要>

森林環境税と森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、創設されました。

### <森林環境税>

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が課税されます。

その税収は、全額が森林環境譲与税として、都道府県・市区町村へ譲与されます。

### <森林環境譲与税>

森林環境譲与税は、都道府県・市区町村がそれぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用されます。

### <森林環境譲与税の使途>

#### (歳入)

(単位：千円)

歳入	令和8年度予算額
森林環境譲与税	20,000

#### (歳出)

(単位：千円)

事業名	令和8年度 予算額	財 源 内 訳				
		特定財源			一般財源	
		国都支出金	市 債	その他	森林環境 譲与税	その他
緑地環境整備等業 務委託料	30,000	0	0	10,000	20,000	0
事業概要	市が管理する緑地の植生管理を実施し、良好な自然環境の保全を図ることを通じて、森林や緑地が有する公益的機能を普及啓発する。					